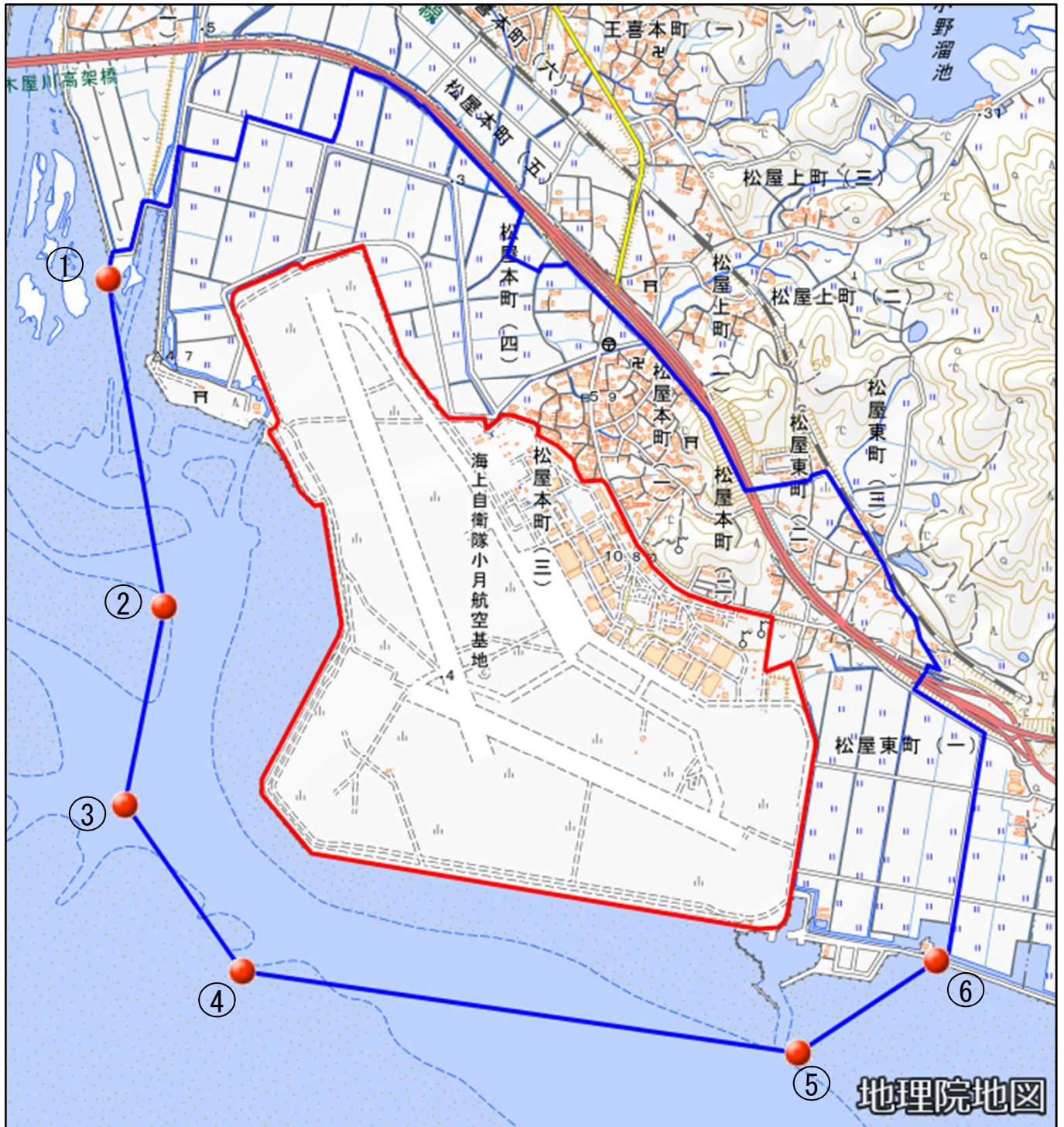


海上自衛隊小月航空基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	松屋本町三丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	松屋本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	工領開作（次の図面に示す部分に限る。）、白崎一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、松屋東町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに松屋本町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<p>一 北緯三十四度三分二十一秒、東経百三十一度二分三十秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二分五十三秒、東経百三十一度二分三十六秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二分三十六秒、東経百三十一度二分三十二秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二分二十二秒、東経百三十一度二分四十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二分十五秒、東経百三十一度三分四十一秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二分二十三秒、東経百三十一度三分五十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

海上自衛隊小月航空基地周辺地域 (山口県下関市松屋本町3丁目2番1号)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

